

## 湖畔若宮地区 地区計画区域内における届出について

地区計画が定められている地域では、建築物の建築、土地の区画形質の変更や工作物の建設等（塀、フェンス、生垣等の設置）をする場合は、その工事着手30日前までに岡谷市長に届出をする必要があります。（都市計画法第58条の2）

### 1. 届出の対象

次の行為を行う場合には届出が必要です。

- ① 土地の区画形質の変更
  - ・土地の利用形態としての区画を変更すること。（区画の変更）
  - ・土地の盛土、切土により、土地の形状を変更すること。（形の変更）
  - ・宅地以外の土地（農地・山林など）を宅地にすること。（質の変更）
- ② 建築物の新築等
  - ・建築物の新築、改築、増築
  - ・物置等の設置（建築確認が必要なもの）
  - ・工作物の設置（道路境界に面する垣・さく等の設置）

### 2. 制限等の内容

- ①建築物の高さの最高限度 20m
- ②垣・柵の構造の制限
  - ・垣、柵等を設置する場合は、生垣など周辺の街並みとの調和に配慮したもの。
  - ・道路境界に面する垣・柵の高さは、敷地地盤面より1.8m以下とする。ただし、門柱、門扉にあっては、この限りではない。

### 3. 届出の時期

届出は行為着手の30日前までに行わなければなりません。

（都市計画法第58条の2）

### 4. 地区計画の提出書類

届出は、正副2部提出してください。

届出に添付する図面は別添表のとおりです。

### 5. その他

届出の審査後「適合通知書」が発行されます。

届出の内容に変更が生じた場合は、速やかに変更の届出を行ってください。

※提出及びお問い合わせ先

岡谷市役所 建設水道部 都市計画課 計画担当

電話 0266-23-4811（代） 内線 1331・1332

ファックス 0266-23-5400

メールアドレス：toshikei@city.okaya.lg.jp